

第十回国会 水産委員会 議録 第二十四号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 富永裕五郎君

理事 鈴木 善幸君 理事 松田 鐵藏君

理事 二階堂 進君 理事 林 好次君

石原 圓吉君 小高 薫郎君

田口長治郎君 田淵 光一君

永田 節君 平井 義一君

小松 勇次君 井之口政雄君

委員外の出席者

參議院議員 秋山俊一郎君

農林事務官 水 松任谷健太郎君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

農林技術官 水産庁漁政部長 伊藤 茂君

山俊一郎君外三名提出、参法第一二

号(予)

中央卸売市場の機構に関する件

漁船保険に関する件

○委員長 此れより水産委員会を

開会いたします。

漁業法等の一部を改正する法律案を

議題といたします。まず提出者より提

案理由の説明を願います。永田節君。

漁業法等の一部を改正する法律案

漁業法等の一部を改正する法律

第一条 漁業法(昭和二十四年法律

第二百六十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六条第三項第一号中「二十七

メートル以上であるもの」の下に

「瀬戸内海(第九十九条第二項に規

定する海面)におけるます網漁業

を除く。」を加える。

第二十八条の見出し及び同条第

一項中「相続」の下に「又は法人の

合併」を加える。

第四十二条の次に次の一条を加

える。

(入漁権取得の適格性)

第四十二条の二 漁業協同組合及

び漁業協同組合連合会以外の者

は、入漁権を取得することがで

きない。

第四十三条第二項中「相続及び

譲渡」を「譲渡又は法人の合併に

よる取得」に改める。

第六十五条第三項中「又は料料」

を「若しくは料料又はこれらの併

料」に改め、同条第十項を次のよ

うに改める。

7 都道府県知事は、第一項の規

則を定めようとするときは、第

八十四条第一項に規定する海面

に係るものにあつては当該都道

府県の区域に沿う海面につき定

められたすべての海区の区域を

合した海区に設置した連合海区

漁業調整委員会(当該都道府県

の区域に沿う海面につき定めら

れた海区の数が一である場合に

あつては当該海区の海区漁業調

整委員会)の意見を、第二百二

七条に規定する内水面に係るも

のにあつては内水面漁業管理委

員会の意見をきかなければなら

ない。

第六十六条の次に次の一条を加

える。

(許可を受けない小型機船底び

き網漁業の禁止)

第六十六条の二 小型機船底びき

網漁業は、船舶ごとに都道府県

知事の許可を受けなければ、営

んではならぬ。

2 「小型機船底びき網漁業」と

は、総トン数十五トン未満のス

クリューを備える船舶により底

びき網を使用し行つた漁業をい

ふ。

3 主務大臣が定める海域におい

て、総トン数十五トン以上で主

務大臣の定めるトン数に達しな

いスクリューを備える船舶によ

り、底びき網を使用し、主務大

臣の定める漁業によつて行つた漁

業は、小型機船底びき網漁業と

みなす。

4 第一項の許可に關し必要な事

項は、省令で定める。

第六十九条に次の但書を加え

る。

但し、主務大臣の許可を受け

て、調査研究のため、第二百二

七条に規定する内水面において

採捕する場合は、この限りでな

い。

第七十八条第一項中「これを督

促し、督促手数料及び延滞金を徴

収する。」を「督促状により期限を

指定してこれを督促しなければなら

ない。」に改め、同条第三項を第

五項とし、同条第二項中「前項を

「前二項」に改め、同項を第四項と

し、同条第一項の次に次の二項を

加える。

2 前項の規定により督促をした

場合は、手数料として十円を徴

収する。

3 第一項の規定により督促をし

た場合において督促状の指定の

期限までに免許料又は許可料を

完納しないときは、督促状の指

定の期限の日から免許料又は

許可料納付の日までの日数に應

じ、滞納免許料額又は滞納許可

料額百円につき一日四銭の割合

を乗じて計算した金額を延滞金

として徴収する。

第七十九条中「国税並びにその

督促手数料、延滞金及び滞納処分

費を「国税及び地方税」に改める。

第八十条中「第四ノ七(書類の

送達)第四ノ八(公示送達)及び

第九條第二項から第六項まで(督

促手数料及び延滞金)の規定を準

用する。」を「第四ノ九(書類の送

達)第四ノ十(公示送達)及び第

九條第四項から第十項まで(延滞

加算税額の徴収)の規定を準用す

る。この場合において、これらの

規定中「延滞加算税額」とあるのは

「延滞金額」と読み替へるものとす

る。」に改める。

第八十九条第一項中「毎年二月

一日を、毎年九月十五日に改め、

同条第五項後段及び同項の表を削

る。

第九十四条中「公職選挙法」の下

に「第八條(特定地域に關する特

例)を、第三十八條第四項」の下

に、「第四十條」を加え、「第十項但

書、第十二項」を「第十項但書」

に、「第二百十條及び第二百十二條

を「第二百十條、第二百十二條及

第二百十六條に、及び第二百十五

條」を「第二百十五條第二項に、規

定を除く。の規定は」を「規定を

除く。及び第二百七十二條(施行

に關する命令等)並びに附則第四

項及び第五項の規定は、」に改め

る。

第九十七條第一項中「公職選挙

法第十一條又は同法第二百五十二

條」を「第八十七條第一項第二号又

は第九十四條において準用する公

職選挙法第二百五十二條に改める。

第四百四條の次に次の一條を加える。

(開会不能の場合の特例)

第四百四條の二 海区漁業調整委員会がその委員の定員の過半数以上を欠いている場合において、

この法律又はこれに基く命令の規定によりその意見をきかなければならないとされている事項を処理する緊急の必要があるときは、都道府県知事は、当該海区漁業調整委員会の意見をきかないで当該事項を処理することができる。

第三百三十二條中「第九十六條(委員の辭職の制限)」を「第九十五條(職權の禁止)、第九十六條(委員の辭職の制限)」に改める。

第三百三十八條中第六號を第七號とし、第六號として次のように加える。

六 第六十六條の二第一項の規定に違反した者

第二條 漁業法施行法(昭和二十四年法律第二百六十八號)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「漁業権について政令で地区及び漁業権の種類を定めて期日を指定したときは、」を「都道府県知事が、政令の定めるところにより、漁業権を定めてその消滅の時期を指定したときは、」に改める。

第十條第五項中「前條に規定する者」を「第九條に規定する者、漁業権の消滅前に公告した場合にあつては補償すべき漁業権等を有する者。以下同じ。」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、漁業法第六十六條の二の改正規定の施行期日は、この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。

2 機船底曳網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第二十六條ノ二の規定に基いてした都道府県知事の許可であつて漁業法第六十六條の二の改正規定の施行の際現に効力を有するものは、同條の規定に基いて許可することができ、るものに限り、同條の規定施行後一年間(その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつてはその満了の日まで)は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

3 機船底曳網漁業取締規則第一條ノ二の規定によつてした農林大臣の許可に基き總トン数十五トン未満の船舶により営む機船底びき網漁業については、漁業法第六十六條の二の改正規定施行後二年間は、同條第一項の規定は、適用しない。

○永田委員 昨年三月十四日施行をみた新漁業法においては、漁民による漁業秩序の再建を意圖し、旧法に基き免許された漁業権の再編成を行うとともに、許可漁業についても、それら漁業の民主化という見地から再検討を加えることとしたのであるが、このいわゆる漁業制度の改革は、現在断々固として進行の過程にあります。ところで今ここに新漁業法について一部改正を

行う法律案を提案するゆえんのものは、この一年間における実績に基き、制度改革をより円滑に実施するためにほからぬのであります。以下法律案において取上げました重要事項について説明申し上げます。

さて、この改正案は、漁業法と漁業法施行法、兩法の一部をそれら改正する内容になつておりますが、まず漁業法関係について説明します。

第一は、瀬戸内海におけるます網漁業は、現行法において定置漁業に該当しておりますものについても、すべて共同漁業にいたす法第六條関係の改正でございしますが、これはます網漁業の経営規模がさして大きなものでないことと、瀬戸内海における該漁業の経営は、現在その大部分が輪番制による行便を行つてゐる事情にあります。従いまして、もし身網の設置場所が二十メートルであります網漁業が、定置漁業としての取扱を受けることとなる

といたしますと、定置漁業の免許の優先順位の關係で、現在の輪番制による理想的な経営の一角が崩れることにも相なるわけにございまして、この際協同組合のみが免許の適格性を持つております共同漁業の内容に組み入れることにより、組合の管理のもとに該漁業を輪番経営させることが、最も適切な漁業調整のあり方ではないかと考える次第でございします。

第二は、入漁権の享有者を協同組合または同連合会に限定することと、若し個人が入漁権を取得できることを認め、入漁権の対象とならうる漁業権は、組合にのみ免許される共同漁業と、組合が行

自営しない場合にあつても最優先的に免許が保障されております一部の区画漁業権に限定されております。これは、その漁業の実態が、組合の管理のもとに調整されることが最も適切であると考へられるからであつて、こうした内容の漁業を入り会つて操業いたす権利である入漁権を個人が享有できることは、いささか妥當を欠くものではなかつたかと考へるわけにございします。従つて今回第四十二條のこの新しい規定を加へまして、入漁権を取得できるものを、協同組合と同連合会に限定することを明確にいたしました次第であります。

第三は、現在漁業の取締りに關しては、農林大臣及び知事の命令でもつて規定した事項が多々あるわけにございしますが、これら省令、規則に定められております懲役、罰金、拘留及び科料の罰則は、互いに併科できるようになつておりますが、この点漁業法自体の命令への委任の内容が不分明でござい

ますので、この際明確にいたしましたのが第六十五條第三項の改正であります。第四は、小型底びき網漁業の關係でございしますが、この漁業は、現在機船底びき網漁業取締規則第二十六條の二によつて規律され、以東底びき網漁業とは取扱を異にし、知事の許可にゆだねられております。ところでこの小型底びき網漁業は、戦時戦後を通じて、わが国の食糧危機の緩和にさるる貢獻いたした漁業であつたのであります。その漁業能率のよいことと、沿岸に於ける操業の、あまつさへ法規律の紊亂は、現在沿岸漁業の秩序維持にゆゆしき事態を惹起してゐる現況にあります。これが進行中の漁業制度改革に与える影響は、いまや看過できない

段階に達してゐるものと考えられます。今回法律を改正する機会に、この漁業の處理についての方針を確立し、制度改革をさらに強力に推進する法的根拠を規定いたしたいものと考え、新しく第六十六條の二の規定を制定するものであります。

第五は、有毒物を使用して水産動植物を採捕する禁止の一部解除の点でございしますが、これは現在内水面漁業にかかる免許の際に要する増殖、養殖の基準を達成するに迫られてゐるわけにございまして、その際局部的に増殖の実績について調査をする必要があるため、この場合には例外的に有毒物使用を認めようとするものであります。第六十九條に法律案の通り但書を加へた次第であります。

第六は、第七十八條から第八十條までの免許料、許可料徴収に關する一連の改正であります。これは昨年第七国会におきまして、国税徴収法の一部改正が行われた際、当然に改正する必要があつた事項であります。實際にはこれらの規定がまだ適用の段階になつたため、今日までそのままになつてゐたのを、今回正確な内容に改正いたしましたのであります。内容はまつたく従前通りでございします。

第七は、第八十九條の改正でございしますが、これは海区漁業調整委員会選挙人名簿の調整期日を、現行の二月一日から九月十五日に改めまして、公職選挙法による名簿調整と期日を一致させ、事務の簡便化をはかつた次第であります。

第八は、第九十四條及び第九十七條關係の改正でございしますが、これは昨年第七国会において成立制定された公

職選挙法に關連いたしましたので、これらの規定が大幅に修正されたのでありますが、若し法律的に不備な点がありま

すので、法案の通り改正いたすものであります。

第九は、漁業法の規定によりま

す。第十は内水面漁場管理委員会と都道府

府県の議会の議員の兼職の禁止をいた

するに、画一的に消滅時期を指定いた

すことは、いさか困難の模様であり

ます。従いまして、この際漁場計画の

作成により、密接な位置にある知事を

して指定の事務を行わせることがより

適切だと考え、第一条第二項をしかる

べく改正いたしました。

第二点として、補償事務開始の

時期であります。現行規定からみま

すと、漁業権の消滅後に手続が開始さ

れるようになつておるのであります

が、漁業権の補償が、むしろ沿岸沖合

漁業の協同化のための生産資金に活用

される希望がすくなく、かつまた、

かくすることが制度改革をして有終の

美を全うさせるゆえんでもあります

ので、できる限り早く補償額を確定し、

証券交付時期を繰上げることを望まし

く考えます。第十條第五項を法案の如

く改正いたしますのは、如上の意味か

らでございまして、権利消滅前にも補

償計画の手続を開始し得るよう、措置

したわけであります。

以上が本法案を提出いたす事由で

ございますが、慎重審議の上、賛同あら

んことをお願いする次第であります。

○富永委員長 本案に対する質疑は次

会よりいたします。

○富永委員長 次に漁船法の一部を改

正する法律案を議題といたします。提

出者より提案理由の説明を求めます。

参議院議員秋山俊一郎君。

漁船法の一部を改正する法律案

漁船法の一部を改正する法律

漁船法（昭和二十五年法律第七

十八号）の一部を次のように改正す

第二章中第三条を第三条の二と

し、第三条として次のように加え

る。

（動力漁船の合計総トン数の最高

限度等）

第三条 農林大臣は、漁業調整その

他公益上の見地から漁船の建造を

調整する必要があると認めるとき

は、根拠地の属する都道府県の区

域別又は動力漁船の種類別に漁業

（漁場から漁獲物又はその製品を

運搬する事業を含む。第四条第一

号において同じ。）に従事する動力

漁船の隻数若しくは合計総トン数

の最高限度又は性能の基準を設定

するものとする。

2 前項の規定により設定された動

力漁船の隻数又は合計総トン数の

最高限度は、設定の日から一年を

経過したときは、その効力を失

う。但し、同項の規定により更に

最高限度を設定することを妨げな

い。

3 第一項の場合には、その最高限

度又は基準につき漁業法（昭和二

十四年法律第二百六十七号）第百

二十二条の規定により設置された中

央漁業調整審議会の意見をきくこ

とができる。

4 農林大臣は、第一項の隻数若し

くは合計総トン数の最高限度又は

性能の基準を設定し、又は変更し

たときは、これを告示しなければ

ならない。

第三条の二第二項第二号中（昭和

二十四年法律第二百六十七号）を削

る。

次の一項を加える。

8 前項の場合において、その変更

により当該建造、改造又は転用に

ついて第一項又は第二項の許可を

すべき行政庁が異なることとなる

場合には、前項の規定にかかわら

ず、新たに第一項又は第二項の規

定による許可を受けなければなら

ない。

第四条を次のように改める。

（許可の基準）

第四条 農林大臣又は都道府県知事

は、左の各号の一に該当する場合

を除き、前条第一項、第二項又は

第七項の許可をしなければなら

ない。

一 第三条第一項の規定による隻

数又は合計総トン数の最高限度

の定がある場合において、その

申請に係る前条第一項、第二項

又は第七項の許可をすることに

よつてその漁業に従事する動力

漁船の隻数又は合計総トン数が

その最高限度をこえることとな

るとき。

二 第三条第一項の規定による性

能の基準の定がある場合において

て、その申請に係る動力漁船の

性能がその基準に適合しないと

き。

三 その申請に係る動力漁船の従

事する漁業が漁業法又は同法に

基づく命令により許可を要する漁

業に該当し、且つ、同法若しくは

同法に基づく命令により起業の

認可を要する場合においてその

漁業につき起業の認可がないと

き、又は起業の認可を必要とし

ない場合においてその漁業につ

き許可の見込がないとき。

第五条第一項及び第二項中「第三

条」を「第三条の二」に、同条第一

項第四号中「漁船」を「動力漁船」に、

「漁業」を「漁業が、に、その起業

の認可が、に、その漁業につき起業の

認可が失効し、若しくは取り消さ

れ、又は同号の漁業に該当する場合

において、同号の許可が」に改め、

同号を第五号とし、同項に第四号と

して次の一号を加える。

四 第三条の二第八項の場合にお

いて、新たに同条第一項又は第

二項の規定による許可があつた

とき。

第六条第一項、第九條第三項、第

二十二條第一項、第二十七條第一項、

第二十八條第一項及び第二十九條中

「第三条」を「第三条の二」に改める。

第七條中「第三条第一項又は第二

項の許可を受けた者は、省令の定め

るところにより」を「第三条の二第

一項又は第二項の規定により農林大

臣又は都道府県知事の許可を受けた

者は、省令又は都道府県規則の定め

るところにより」に改める。

第七條の次に次の一条を加える。

（工事完成後の認定）

第七條の二 第三条の二の規定によ

り建造又は改造の許可を受けた者

は、その許可に係る動力漁船がし

ゆん工し、又は改造工事が完成し

たときは、当該漁船につき、第三

条の二第三項第三号から第八号ま

でに掲げる事項に係る許可の要件

及び性能の基準と一致しているか

どうかについて、省令又は都道府

県規則の定めるところにより、農

林大臣又は都道府県知事の認定を

受けなければならない。但し、計画総トン数五トソ未満の動力漁船については、この限りでない。
第十條を次のように改める。

(登録の基準)

第十條 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き、前条

第一項の登録をしなければならない。
一 その申請に係る漁船について

第三條の二第一項、第二項又は第七項の規定により許可を受けなければならない場合において、その許可がないとき、又は許可の要件に違反しているとき。
二 その申請に係る漁船の従事する漁業が第四條第三号の漁業に該当する場合において、その漁業につき、起業の認可又は許可がないとき。

三 その申請に係る漁船が第七條の二の規定により認定を要する動力漁船である場合において、その認定がないとき。
四 その申請に係る漁船が第十六條第三号の規定によつて登録の取消を受けたものであるとき。

五 その申請に係る事項が虚偽であるとき。
第十一條の次に次の一條を加える。

(登録票の検認)
第十一條の二 前条第一項又は第十四條第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、その交付の日から三年を経過したときは、命令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該

都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から三年を経過したときもまた同様とする。
第十六條を次のように改める。

(登録の取消)

第十六條 都道府県知事は、第九條

第一項の登録を受けた漁船が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。この場合には第六條第二項の規定を準用する。
一 第三條の二の規定に違反して改造されたとき。

二 第十一條の二の規定に違反して検認を受けなかったとき。
三 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められるとき。

第十九條本文「手数料を」の下に「都道府県規則で定めるところにより都道府県に」を加え、同条の表中「第九條第一項の登録の申請をする者」を「第九條第一項の登録の申請をする者」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、省令で定める場合には、この限りでない。
第二十條中「船舶の積量の測定」の下に「及び船舶の標示を加え、同条の次に次の一條を加える。」

(漁船原簿の副本の提出等)
第二十條の二 農林大臣は、都道府県知事に対し、漁船原簿の副本を提出させ、及び登録に関する統計その他登録に関し必要な報告を求め、ことができる。
第二十二條第四項中「意見をきか

なければならない。」を「意見をきくことができる。」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の漁船法第三條の規定に基いてした許可又はその申請は、漁船法第三條の二の規定に基いてしたものとみなす。
3 この法律の施行前に改正前の漁船法第四條第一号の規定に基いて定めた動力漁船の合計総トン数の最高限度及び同条第二号の規定に基いて定めた動力漁船の性能の基準は、漁船法第三條第一項の規定に基いて定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に漁船法第十一條第一項又は第十四條第三項の規定により登録票の交付を受けている者が受けるべき最初の検認の期日は、同法第十一條の二の規定にかかわらず、省令で定める。

○秋山参議院議員 漁船法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

漁船法は、第七回国会において、衆議院の当水産委員会の発議によつて成立し、昭和二十五年五月十三日、法律第七十八号をもつて公布、同年八月十二日施行になりましたが、その後運用の実績に徴しまして、所要の改正を施さなくてはなりません。

まず第一点は、漁船の建造等の工事成業後に認定を行うことによりたこととであります。現行法によりますと、漁船の建造及び改造の許可には、漁業種類、総トン数その他各種の許可の要件が条件となりますが、既往の実績によりますと、必ずしもでき上つた漁船がこれらの条件に合致していない場合がござります。しかしこの許可要件が厳守されますことは、合計総トン数の最高限度と性能の基準を確保して、漁業の調整及び取締りの完全を期し、すため、ぜひとも必要なことでありますので、このたび新たに規定を設けまして、この種の違反の絶滅を期せんとするものであります。これによつて、現在各方面から要望されております漁業取締りの強化も、僅少の経費をもつて十分の効果をあげられることが期待できるものと信じます。

第二点は、登録票の検認の制度を設けたこととあります。漁船が登録された後、その登録事項に変更を生じましたときには、変更の登録をしなければならぬが、その申請を怠り、または故意にしない者が多いために、漁船原簿に現れたものと漁船の実態とがとく離れがちでありましたので、これを確実に合致させる必要から、新たに都道府県知事に三年ごとに登録漁船と登録票について検認を行わしめることにいたしましたのであります。

第三点は、登録手数料を都道府県の収入とすることとしたこととあります。従来登録手数料は国の収入といたしまして、実務を取扱う都道府県には平衡交付金によつて還元していたのであります。地方財政の確保の見地から、直接都道府県収入とすることに改め、かつ検認制度の創設に伴ひまして、その手数料をも徴収できることにいたしましたのであります。

以上三点が改正点の主要なものであります。その他現行法において建造等の許可基準の箇所の中に含めて規定されております合計総トン数の最高限度及び性能の基準の設定について、新たに一條を設けて別個に規定することにいたし、建造等の許可基準から造船所及び機関製作所の技術的能力、資金調達能力に関する規定を削除し、民間の自由意思にまかせることにいたしました。法文について所要の整理を施したのであります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○富永委員長 本案に対する質疑は次会よりいたします。

○富永委員長 次に漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、提案者より提案理由の説明を願います。平井義一君。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案
漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

(漁業法の一部改正)
第一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「又は有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第八十二條第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。
第九條の見出しを「瀬戸内海

○富永委員長 速記を始めてくださ
い。

ただいま委員各位から御希望もあり
ましたように、本日は時間の関係もあり
ますので、参考人に対する質疑は次
会に譲ります。

次会は二十七日午前十時より開会
いたします。

なお船舶職員法案に対する運輸委員
会との通合審査会は二十六日曜日午
後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

〔参照〕

漁業法及び水産庁設置法の一部を改
正する法律案(平井義一君提出)に
関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕